第百九条第一号中「特定資産の」を「特定資産（従たる特定資産を除く。以下この号から第三号までにおいて同じ。）の」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「第一号から第三号まで」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合（特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。）は、その旨

第百十条第一号ロを削り、同号ハ中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　借入金の使途

第百十条第一号ハを同号ロとし、同条第四号中「第一号ロ及びハ」を「第一号ロ」に改め、「場合」の下に「又は第一号ロ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項の内容の改定があり得る場合」を加え、「確定する」を「確定し、又は改定する」に改め、同条第五号中「第一号イ及びロ」を「第一号イ」に改める。

第百十一条第七号中「第百八条第一項第一号及び同項第二号イからハまで」を「第百八条第一項第一号イ及びロ並びに第二号」に改め、同条第九号中「場合」の下に「又はその改定があり得る場合」を加え、「確定する」を「確定し、又は改定する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（届出を要しない資産信託流動化計画の変更）

第百十一条の二　法第二百二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項の変更とする。

一　第百七条第三号及び第四号に掲げる事項

二　第百八条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

三　第百十条第一号ロ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項

四　前条第二号及び第三号に掲げる事項

第百十二条第一項中「次項」を「以下この条」に、「変更届出書」を「資産信託流動化計画変更届出書」に改め、同条第二項中「変更届出書」を「資産信託流動化計画変更届出書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　受託信託会社等は、第百七条第一号に掲げる事項を変更した場合（資産信託流動化計画に特定資産（従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）として記載され、又は記録された資産以外の資産が、当該変更により新たに特定資産として記載され、又は記録される場合に限る。）は、新たな特定資産（当該変更により資産信託流動化計画に新たに特定資産として記載され、又は記録される資産をいう。）に係る法第二百二十五条第二項第三号に掲げる書類並びに第百四条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を前項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

3　第百四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第二百二十五条第二項第一号及び第三号」とあるのは、「第二百二十五条第二項第三号」と読み替えるものとする。

4　受託信託会社等は、第百七条第五号に掲げる事項を変更した場合（第二項に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第百四条第一項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

5　受託信託会社等は、第百九条第二号に掲げる事項を変更した場合（第二項に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した法第二百二十五条第二項第三号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

第百十三条第三号イ中「第百二十二条第一項第一号」を「第百二十三条第一項第一号」に改める。

第百十六条第四号中「原委託者はその信託した特定資産に係る受益証券に関する第八十九条各号に掲げる書類に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨その他」を削り、同条第九号及び第十号を次のように改める。

九　社債的受益権を定める場合は、当該社債的受益権の元本があらかじめ定められた時期に償還されるものである旨及び当該社債的受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議（法第二百三十条第一項第二号イからヘまでに掲げるものを除く。）について議決権を有しない旨並びに令第五十二条第二項各号に掲げる条件

十　法第二百三十条第一項第三号に規定する特別社債的受益権を定める場合は、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならない旨

第百十六条の次に次の一条を加える。

（特別社債的受益権）

第百十六条の二　法第二百三十条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債的受益権であって、次に掲げるものとする。

一　当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているもの

二　当該社債的受益権に係る特定目的信託契約の締結に際し、当該特定目的信託契約に基づき信託された特定資産を売り戻すことができる権利を原委託者が受託信託会社等に書面をもって付与しているもの

三　前二号に掲げるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に照らし、原委託者の会計処理において、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に基づき信託された特定資産が受託信託会社等に移転すると認められないもの

第百十七条中「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「第百十条第一号ロ」を「第百十条第一号ロ⑷」に改め、同条第二号中「第五十二条第二項第一号」を「第五十二条第二項第一号」に、「同条第四号」を「同項第三号」に改める。

第百十九条第二号中「掲げる特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。）」を加える。

第百二十二条中「法第二百六十四条第一項各号の資料及びその附属明細書」を「次に掲げる書類（第二号に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があった場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第二百六十四条第一項各号の資料及びその附属明細書

二　当該作成期日における資産信託流動化計画

第百二十三条第三号中「いない場合」の下に「又はその改定があり得る場合」を加え、「確定する」を「確定し、又は改定する」に、「確定した」を「確定し、又は改定した」に改める。

第百二十四条第一項中「（第五号」を「（同号」に、「、当該」を「当該」に、「締結した者」を「締結する者及び特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合（開発により特定資産を取得する場合を除く。）における当該特定資産の譲渡人」に改め、同条第二項中「第百八条第一項第二号イからハまで、第百九条第一号から第三号まで、第百十条第一号イ及びロ」を「第百八条第一項第二号イ及びロ、第百九条第一号から第四号まで、第百十条第一号イ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（変更の公告）

第百二十四条の二　法第二百七十条の規定による公告は、法第二百八十八条に規定する公告の方法によりするものとする。

第百二十六条中「第二百八十六条第四項」を「第二百八十六条第二項及び第四項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　資産信託流動化計画に定められた特定資産（従たる特定資産を除く。）につき、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書類

イ　土地若しくは建物又は令第十五条第一項各号に掲げるもの　不動産鑑定士によるこれらの資産に係る不動産の鑑定評価の評価額

ロ　イに掲げる資産以外の資産　当該資産の価格につき調査した結果